

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁(所得税・住民税)」の引上げ

＜改正のポイント＞

1.趣旨・背景

- 「物価高」や「三党合意」等を踏まえ、令和7年度税制改正に続き、いわゆる「年収の壁」が引上げられる。なお、本改正は要望省庁がない等、通常の税制改正とは異なるプロセスで行われている。
- 具体的には、①令和7年度改正法の附則に基づき、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組み(恒久制度)が創設される。併せて、②「三党合意」や「足元の厳しい物価高」を踏まえ、時限的に中低所得者(給与所得者の約8割が対象)に配慮した上乗せ措置が講じられる。
- その結果、給与所得者の課税最低限は「178万円」まで引き上げられ、また、中所得者の基礎控除も低所得者並みに引き上げられる等、足元の物価高に配慮した措置が講じられる。

2.内容(所得税)

① 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設(恒久制度)

基礎控除等が定額の場合、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として実質的な税負担が増加する。こうした課題に対応するため、「消費者物価指数(総合)」に連動して「2年ごと」に「基礎控除」及び「給与所得控除の最低保障額」を引き上げる仕組みが創設される。

今般の改正では、令和6年・令和7年の物価上昇率(6%)を踏まえ、それぞれ4万円引き上げられ、併せて「配偶者控除」や「扶養控除」等の「所得判定基準」も4万円引上げられる※1。 ※1 次回見直しは、令和10年度税制改正

② 「三党合意」を踏まえた更なる対応(2年間の時限措置)

2024(令和6)年12月の「三党合意」を踏まえ、就業調整への対応を図るとともに、物価上昇の中で足元厳しい状況にある「中低所得者」に配慮して、時限的に以下の措置が講じられる。

- 給与所得者の「課税最低限」を先取りして「178万円」まで引き上げ※2
- 中所得者(年収665万円以下)についても「基礎控除」を「104万円」まで引き上げ

※2 2028(令和10)年分以降においても、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円は維持

<改正のポイント(続き)>

2. 内容(個人住民税)

所得税と同様に「給与所得控除の最低保証額」や配偶者控除等の「所得判定基準」が4万円引上げられる。他方、個人住民税では、所得税と異なり基礎控除の引上げは、行われない。

3. 改正内容のまとめ

改正内容	所得税 (令和8年・令和9年分)	個人住民税 (令和9年・令和10年度分)
給与所得控除の最低保証額 の引上げ	74万円(a) (改正前65万円)	所得税と同様
基礎控除の引上げ (給与収入665万円相当以下の場合)	104万円(b) (改正前68~95万円)	改正なし (最高43万円)
配偶者控除・扶養親族等 に係る所得要件の引上げ	62万円 (改正前58万円)	所得税と同様
「本人」の非課税ライン (単身者の場合)	178万円(a+b) (改正前160万円)	119万円 (改正前110万円) (注)地方税独自の非課税限度額が適用
配偶者特別控除を満額受けられる 「配偶者」の給与収入ライン	169万円 (改正前160万円)	174万円 (改正前165万円)
特定親族特別控除を満額受けられる 「子等」の給与収入ライン	159万円 (改正前150万円)	169万円 (改正前160万円)

4. 適用時期

- ・ 2026(令和8)年分以後^{※3}の所得税について適用する。
- ・ 2027(令和9)年度分以後^{※3}の個人住民税について適用する。

※3 「ひとり親控除の控除額」における改正は、2027(令和9)年分以後の所得税及び2028(令和10)年度分以後の個人住民税について適用

<改正のポイント>改正による年収別減税額

収入が給与収入のみの場合における納税者本人の「年収別減税額」の試算は、次のとおり。低所得者だけでなく、多くの納税者に裨益する改正が行われている(なお、本試算は「納税者本人」の減税額であり、例えば、共働き世帯の場合には、それぞれの年収に応じた減税額の合計が世帯における減税額となる。)。

また、いわゆる「年収の壁」の引上げによる減税は、基本的に(1)基礎控除の引上げ、及び(2)給与所得控除の最低保証額の引上げに基づくものだが、(2)は、最低保証額の対象者(令和7年分:給与収入190万円以下、令和8年・9年分:給与収入220万円以下)に限られるため、多くは(1)基礎控除の引上げによる影響となる。

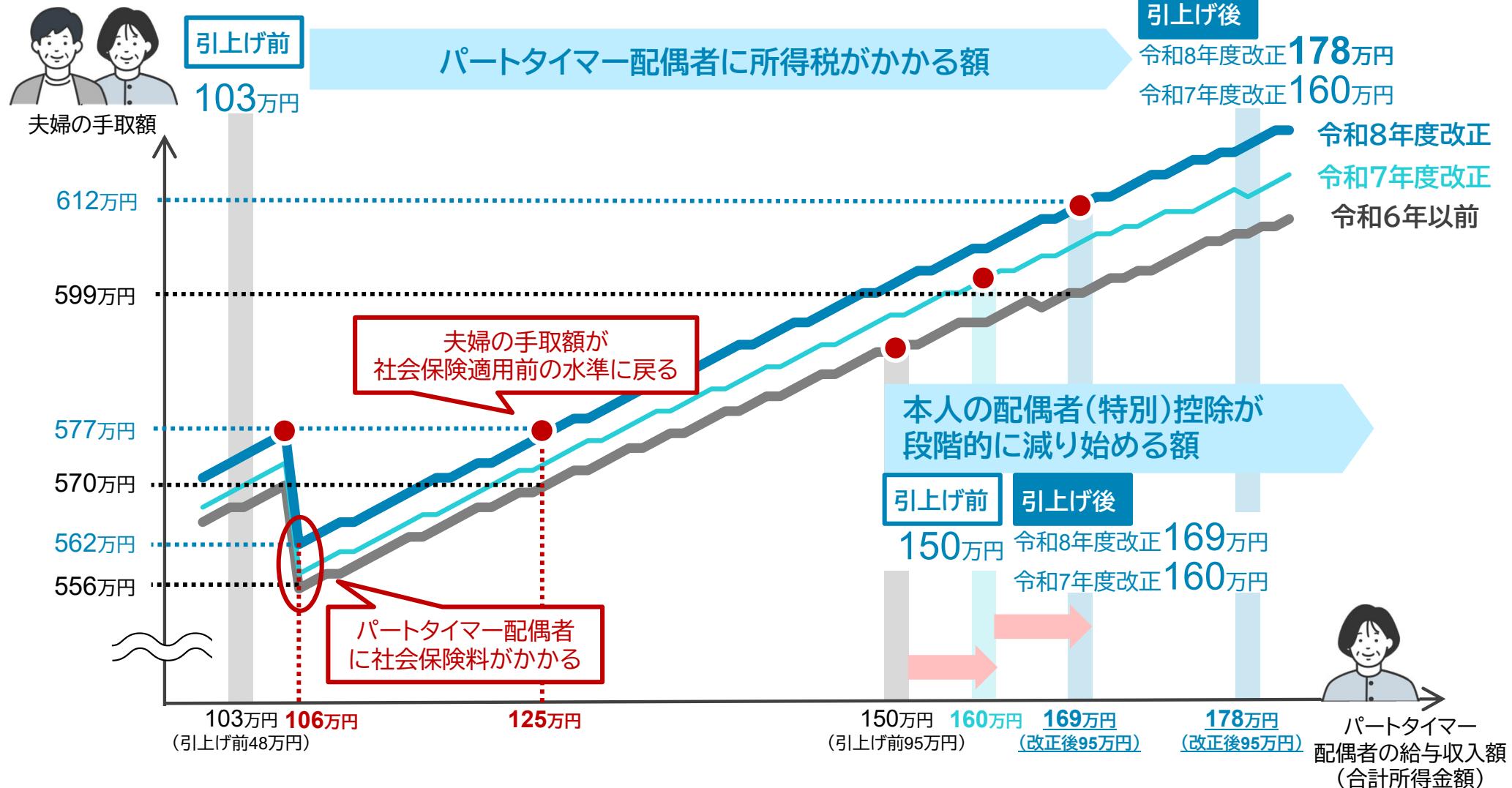
年収	① 令和7年度税制改正による減税額 【年収の壁 R6:103万⇒R7:160万】		② 令和8年度税制改正による減税額 【年収の壁 R7:160万 ⇒R8:178万】		③(①+②) 「年収の壁」引上げによる減税額の累計 令和6年(103万円) ⇒ 令和8年(178万円)
	令和7年分所得に係る減税額	うち、住民税の減税額	令和8年・9年分所得に係る減税額	うち、住民税の減税額	
200万円	24,000円	(0円)	9,500円	(6,000円)	33,500円
300万円	20,400円	(0円)	8,200円	(0円)	28,600円
400万円	20,400円	(0円)	8,200円	(0円)	28,600円
500万円	20,400円	(0円)	27,600円	(0円)	48,000円
600万円	20,500円	(0円)	36,700円	(0円)	57,200円
800万円	30,600円	(0円)	8,200円	(0円)	38,800円
1,000万円	20,500円	(0円)	8,100円	(0円)	28,600円
1,300万円	23,500円	(0円)	9,300円	(0円)	32,800円
1,500万円	33,700円	(0円)	13,500円	(0円)	47,200円
2,000万円	33,700円	(0円)	13,500円	(0円)	47,200円
2,500万円	40,800円	(0円)	16,400円	(0円)	57,200円
2,545万円	40,800円	(0円)	16,300円	(0円)	57,100円
2,545万円超	0円	(0円)	0円	(0円)	0円

※ 所得税(復興特別所得税を含む)及び住民税の減税額を試算

※ 単身世帯や共働き世帯を想定し、所得控除は、基礎控除及び社会保険料控除(簡便的に年収の15%として算定)以外はないものと仮定している

(所得税:「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁(所得税・住民税)」の引上げ)

<改正のポイント>ケーススタディ① パートタイマー配偶者の収入に応じた夫婦の手取額



参考:パートタイマー配偶者が社会保険(厚生年金等)に加入することによるメリット

年金

老齢厚生年金

厚生年金加入時の報酬額や加入期間等に応じて年金額を計算し支給

障害厚生年金

障害等級1級～3級該当時に支給。ほかに障害手当金(一時金)もあり

遺族厚生年金

加入者が亡くなったときに一定の遺族に支給

→ 保障が上乗せ

+

+

+

老齢基礎年金

障害基礎年金

遺族基礎年金

健康保険

傷病手当金

私傷病の期間中、1日あたり給与の2／3を支給

出産手当金

産休期間中、1日あたり給与の2／3を支給

→ 保障が上乗せ

<改正のポイント>ケーススタディ② 大学生の子のアルバイト収入に応じた夫婦の手取額



夫婦の手取額

引上げ前 103万円

扶養控除が適用できなくなる

令和8年度改正 159万円

令和7年度改正 150万円

令和8年度改正 197万円

令和7年度改正 188万円

引上げ後

特定親族特別控除が段階的に減り始める

引上げ後

特定親族特別控除が適用できなくなる

939万円

932万円

928万円

922万円

917万円

基礎控除の引上げにより手取額が増加

令和8年度改正

令和7年度改正

令和6年以前

103
万円

150
万円 159
万円

188
万円 197
万円

子の給与収入額
(被扶養者)

前提

- 世帯は夫婦と大学生世代の子1人とする
- 夫婦の給与収入額は夫・妻それぞれ600万円とする
- 社会保険料は給与収入額の15%とする

- 手取額は、給与収入額 - 社会保険料 - 所得税 - 住民税とする

(注) 子の収入額に応じた夫婦の手取額を試算しており、子の手取り額は考慮していない

2. 改正の内容(所得税)

いわゆる「年収の壁」の引上げは、他の税制改正項目とは異なる経緯で実現している(詳細は本改正の後半資料を参照)。その結果、次の①②により、いわゆる「年収の壁(課税最低限)」は(先取りして)「178万円」まで引上げられる。

- ① 令和7年度税制改正法(所得税法等の一部を改正する法律)の附則81条に基づき、「消費者物価指数(総合)」に連動して「2年ごと」に「基礎控除(本則)」及び「給与所得控除の最低保障額」を引上げる仕組み(恒久制度)が創設される。令和8年度税制改正では、直近2年間(令和6年・令和7年)の物価上昇率(6%)を踏まえ、基礎控除(本則)等は、4万円引上げられ、併せて「配偶者控除」や「扶養控除」等の「所得判定基準」も4万円引上げられる。
- ② ①に加えて、令和6年12月の「三党協議」を踏まえ、2026(令和8)年・2027(令和9)年の時限措置として、中低所得者(給与収入665万円相当以下。給与所得者の約8割が対象)を対象に「基礎控除の特例」が42万円まで引上げられる。また、給与所得控除の最低保障額も時限的に5万円引上げられる。なお、②は時限措置だが、今後、生活保護基準額が178万円に達するまでは、「課税最低限178万円」は維持される。

<改正内容のまとめ>

項目	改正内容	
	合計所得金額	控除額等
基礎控除(本則)	2,350万円以下	(物価運動による引上げ: +4万円) 58万円 ⇒ 62万円
基礎控除の特例	2026(令和8)年分 ①132万円以下 ②132万円超336万円以下 ③336万円超489万円以下 ④489万円超655万円以下	(三党合意等を踏まえた引上げ) ①:37万円 ⇒ 42万円 ②:30万円 ⇒ 42万円 ③:10万円 ⇒ 42万円 ④:5万円 ⇒ 5万円
	2027(令和9)年分	(三党合意等を踏まえた引上げ) ①:37万円 ⇒ 42万円 ②:0円 ⇒ 42万円 ③:0円 ⇒ 42万円 ④:0円 ⇒ 5万円
給与所得控除の最低保障額(本則)		(物価運動による引上げ: +4万円) 65万円 ⇒ 69万円
給与所得控除の最低保証額の特例	2026(令和8)年分 2027(令和9年)分	(三党合意等を踏まえた引上げ) 新設 5万円
配偶者控除・扶養控除等の所得要件		(物価運動による引上げ: +4万円) 58万円 ⇒ 62万円

(所得税:「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁(所得税・住民税)」の引上げ)

2. 改正の内容(所得税)

今般の改正後の基礎控除は、以下のとおり。給与収入665万円相当以下までは、控除額は「104万円」となる。

<所得(収入)に応じた基礎控除>

合計所得金額 (収入が給与収入のみの場合の収入金額)	基礎控除		
	改正前		改正後 令和8年・9年分 ^{※1,2}
	令和6年分	令和7年分 ^{※1}	
132万円以下 (200万3,999円以下)	160万円の壁 に引上げ	95万円	178万円の壁に 引上げ
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)		88万円	104万円 ^{※3}
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	103万円の壁	68万円	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	48万円	63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)		58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下 (2,545万円超 2,595万円以下)			48万円
2,400万円超 2,450万円以下 (2,595万円超 2,645万円以下)		32万円	
2,450万円超 2,500万円以下 (2,645万円超 2,695万円以下)		16万円	
2,500万円超 (2,695万円超)		0円(基礎控除の適用なし)	

※1 基礎控除の特例による上乗せ額を加算した金額

※2 2028(令和10)年分以降は、2026(令和8)年・2027(令和9)年の消費者物価指数(総合)の上昇率を踏まえ、令和10年度税制改正により見直される予定

※3 2028(令和10)年分以降においても、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円は維持される

(所得税:「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁(所得税・住民税)」の引上げ)

2. 改正の内容(所得税)

今般の改正後の給与所得控除額は、以下のとおり。給与所得控除の最低保障額は「74万円」に引上げられる。

<収入金額に応じた給与所得控除>

給与等の収入金額	給与所得控除		
	改正前		改正後 令和8年・9年分※1・2
	令和6年分	令和7年分	
162万5,000円以下	55万円 (最低保障額)	103万円 の壁	160万円の壁 に引上げ
162万円5,000円超 180万円以下	収入金額×40% - 10万円 (55万円超~62万円以下)		65万円 (最低保障額)
180万円超 190万円以下	収入金額×30% + 8万円 (62万円超~65万円以下)		
190万円超 220万円以下	収入金額×30% + 8万円 (65万円超~74万円以下)		
220万円超 360万円以下		収入金額×30% + 8万円 (74万円超~116万円以下)	
360万円超 660万円以下		収入金額×20% + 44万円 (116万円超~176万円以下)	
660万円超 850万円以下		収入金額×10% + 110万円 (176万円超~195万円以下)	
850万円超		195万円	

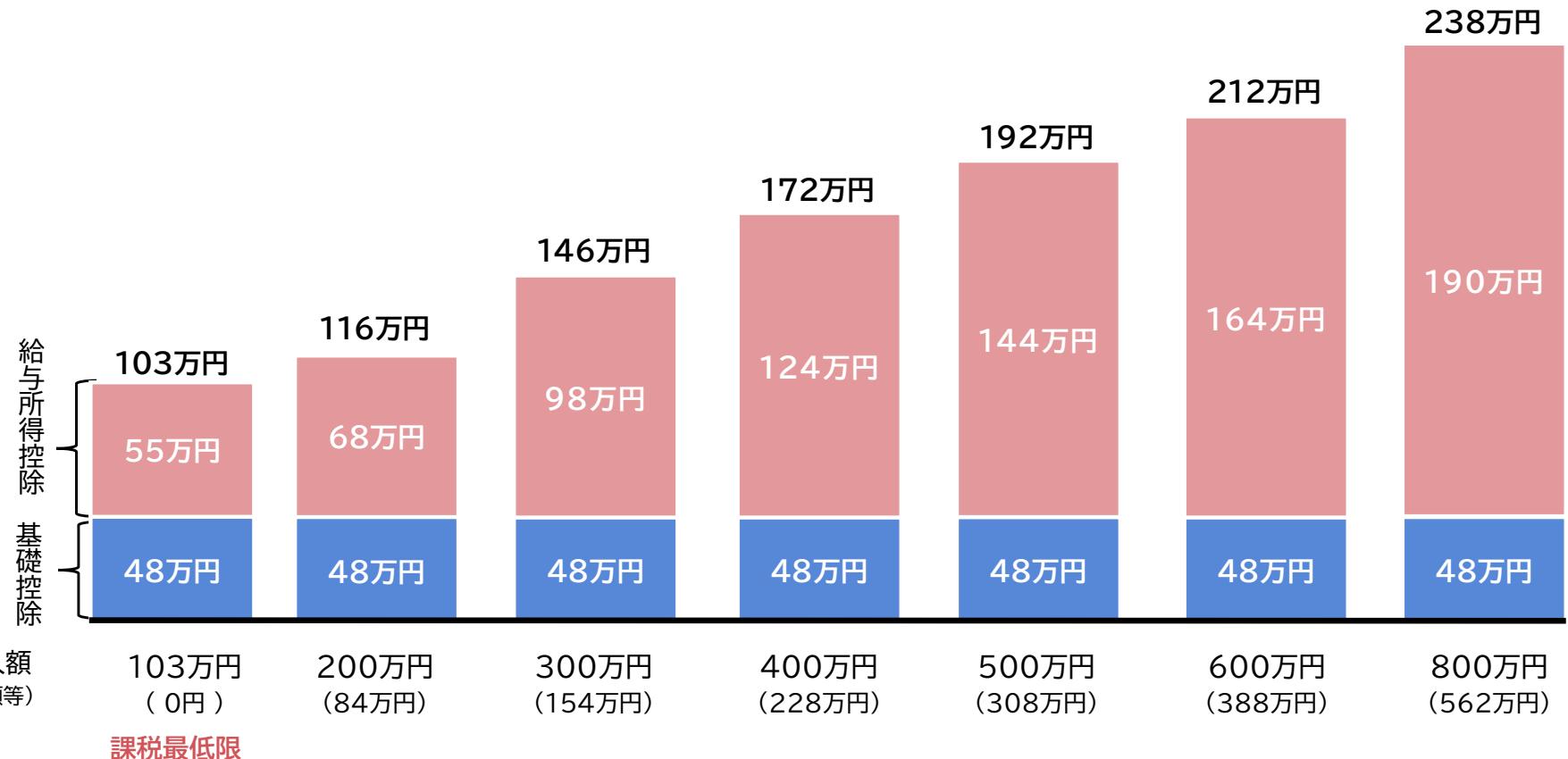
※1 2028(令和10)年分以降は、2026(令和8)年・2027(令和9)年の消費者物価指数(総合)の上昇率を踏まえ、令和10年度税制改正により見直される予定

※2 2028(令和10)年分以降においても、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円は維持される

2. 改正の内容(所得税)

○ 年収別 | 給与所得控除・基礎控除のイメージ 【2024(令和6)年分】

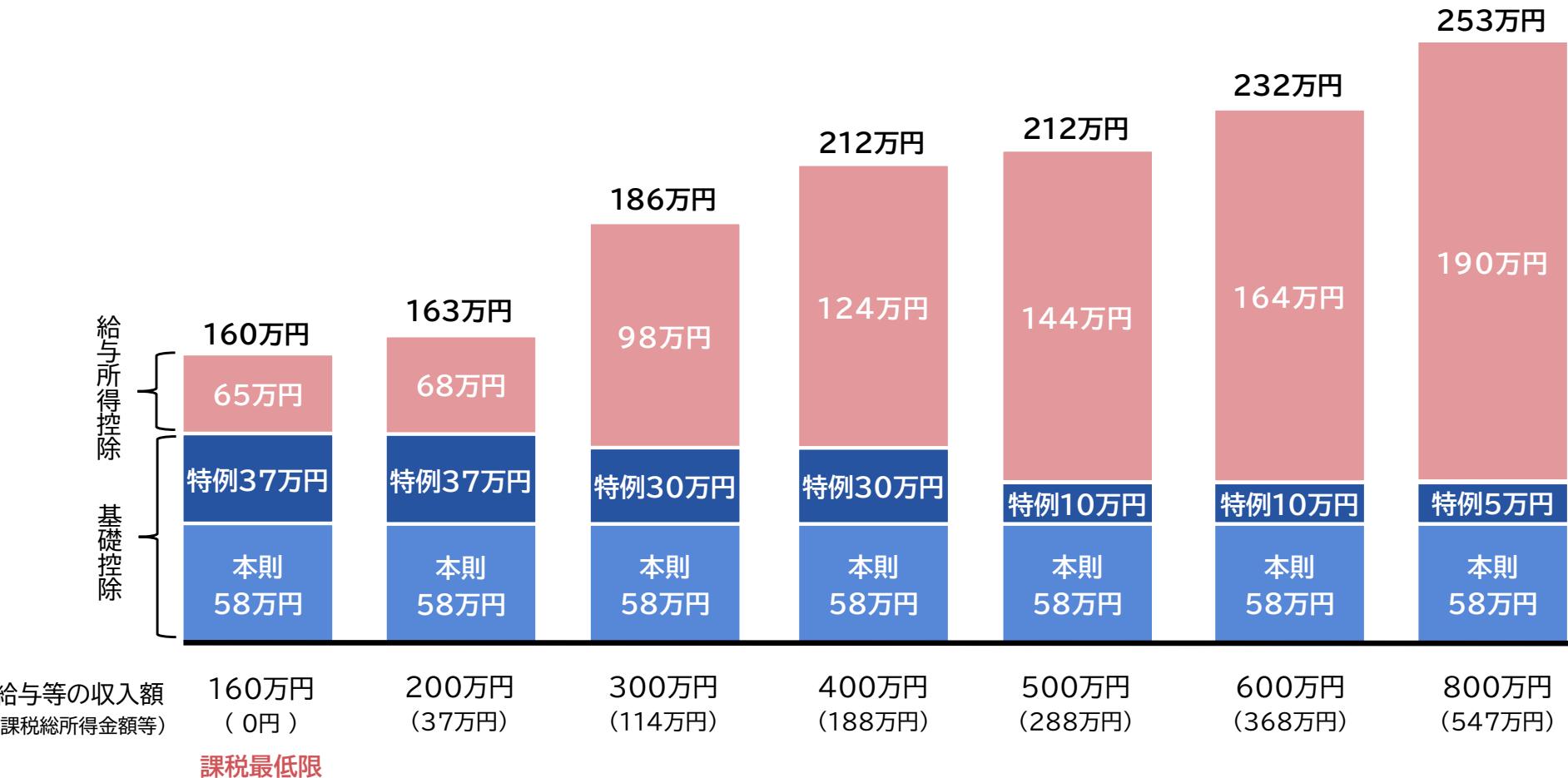
(※)給与所得のみ、基礎控除以外の各種所得控除の適用はないものと仮定



2. 改正の内容(所得税)

○ 年収別 | 給与所得控除・基礎控除のイメージ 【2025(令和7)年分】

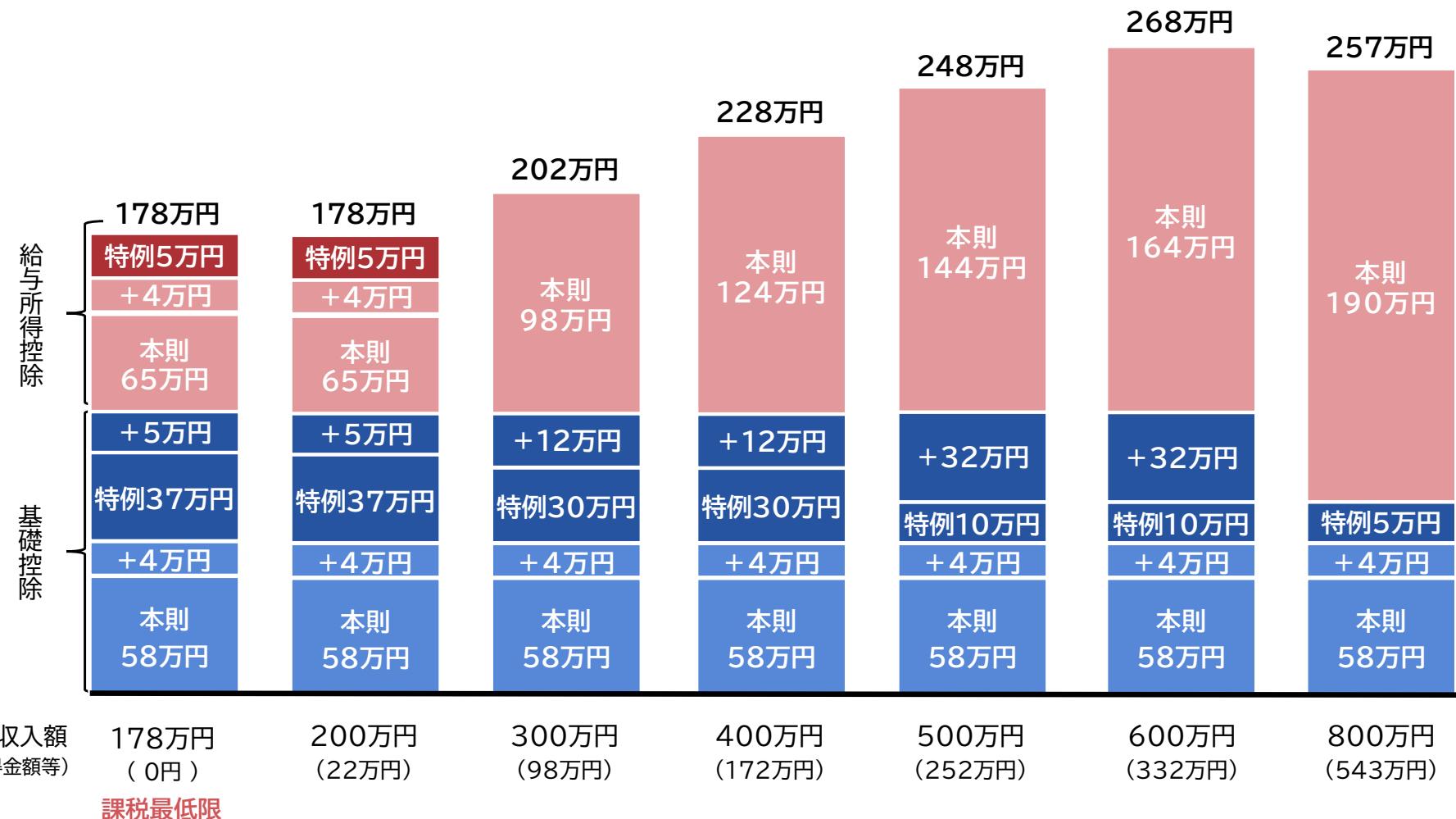
(※)給与所得のみ、基礎控除以外の各種所得控除の適用はないものと仮定



2. 改正の内容(所得税)

○ 年収別 | 紙与所得控除・基礎控除のイメージ【2026(令和8)年分・2027(令和9)年分①】

(※)給与所得のみ、基礎控除以外の各種所得控除の適用はないものと仮定

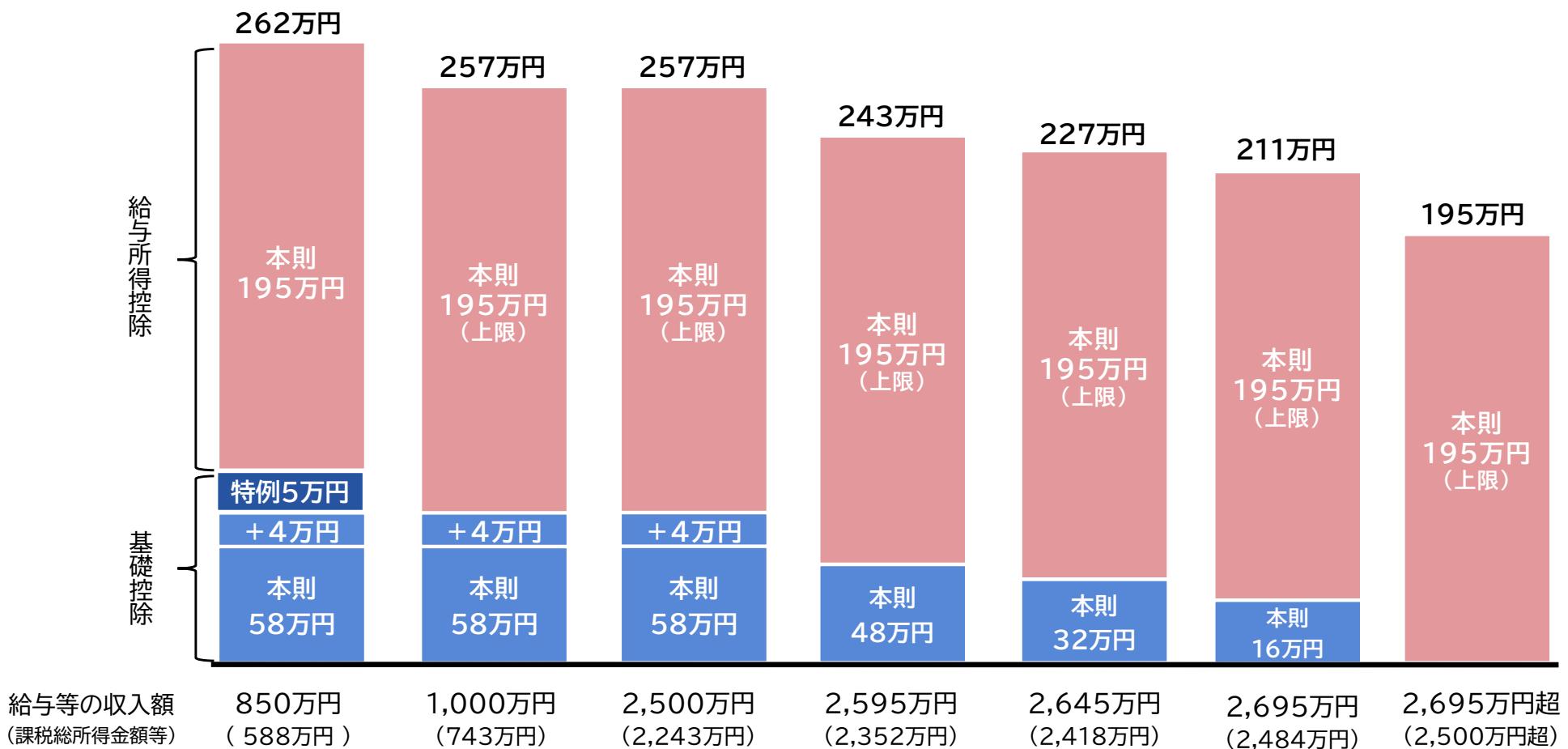


(所得税:「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁(所得税・住民税)」の引上げ)

2. 改正の内容(所得税)

○ 年収別 | 紙与所得控除・基礎控除のイメージ【2026(令和8)年分・2027(令和9)年分②】

(※)給与所得のみ、基礎控除以外の各種所得控除の適用はないものと仮定



(所得税:「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁(所得税・住民税)」の引上げ)

2. 改正の内容(所得税)

今般の改正に伴い、配偶者控除や扶養控除等の「所得判定基準」は、それぞれ4万円引上げられ、また、ひとり親控除の「控除額」は5万円に引上げられる。

改正後の人的控除の所得要件等の一覧(令和8年・9年分)は、下記のとおり。

<人的控除の所得要件等の一覧>

項目	改正前(令和7年分)		改正後(令和8年・9年分)	
	適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	38万円	同一生計配偶者の合計所得金額要件 62 万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	38万円
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 58万円超~133万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円超~201万円以下) ※全額控除できるのは年収160万円以下の場合	1万円~38万円	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 62 万円超~133万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円超~207万円以下) ※全額控除できるのは年収169万円以下の場合	1万円~38万円
扶養控除	扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	38万円~63万円	扶養親族の合計所得金額要件 62 万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	38万円~63万円
特定親族特別控除	一定の親族の合計所得金額 58万円超~123万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円超~188万円以下) ※全額控除できるのは年収150万円以下の場合	63万円~3万円	一定の親族の合計所得金額 62 万円超~123万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円超~197万円以下) ※全額控除できるのは年収159万円以下の場合	63万円~3万円
障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	27万円~75万円	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額要件 62 万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	27万円~75万円
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	27万円	扶養親族の合計所得金額要件 62 万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	27万円
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額の要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	35万円	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額の要件 62 万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	38 万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件 85万円以下 (給与収入のみの場合:年収150万円以下)	27万円	勤労学生の合計所得金額要件 89 万円以下 (給与収入のみの場合:年収163万円以下)	27万円
家内労働者等の特例	-	65万円	-	69 万円

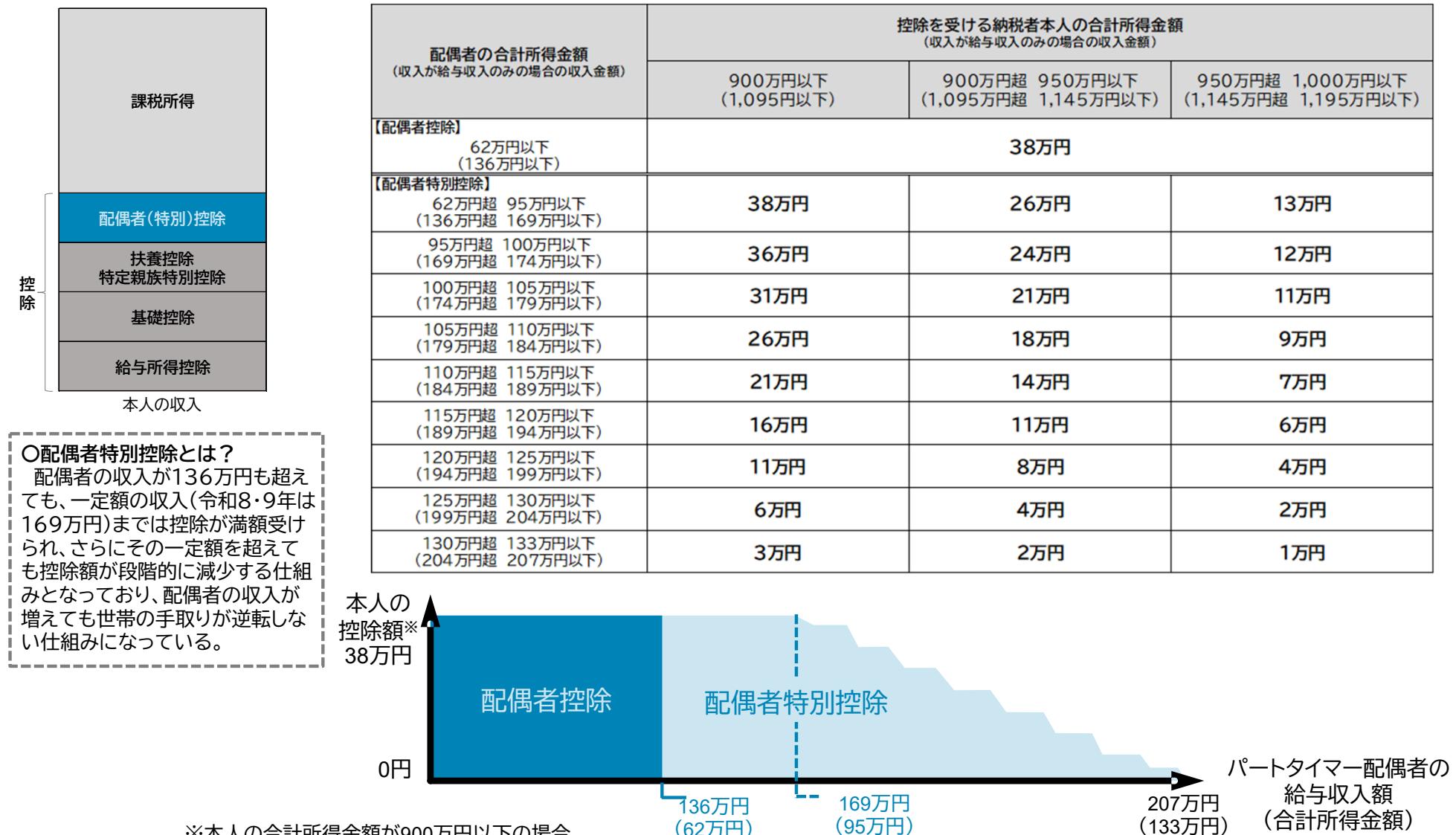
※「ひとり親控除の控除額」における改正は、2027(令和9)年分以後の所得税について適用

(所得税:「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁(所得税・住民税)」の引上げ)

2. 改正の内容(所得税)

<配偶者(特別)控除額への影響(所得税)>

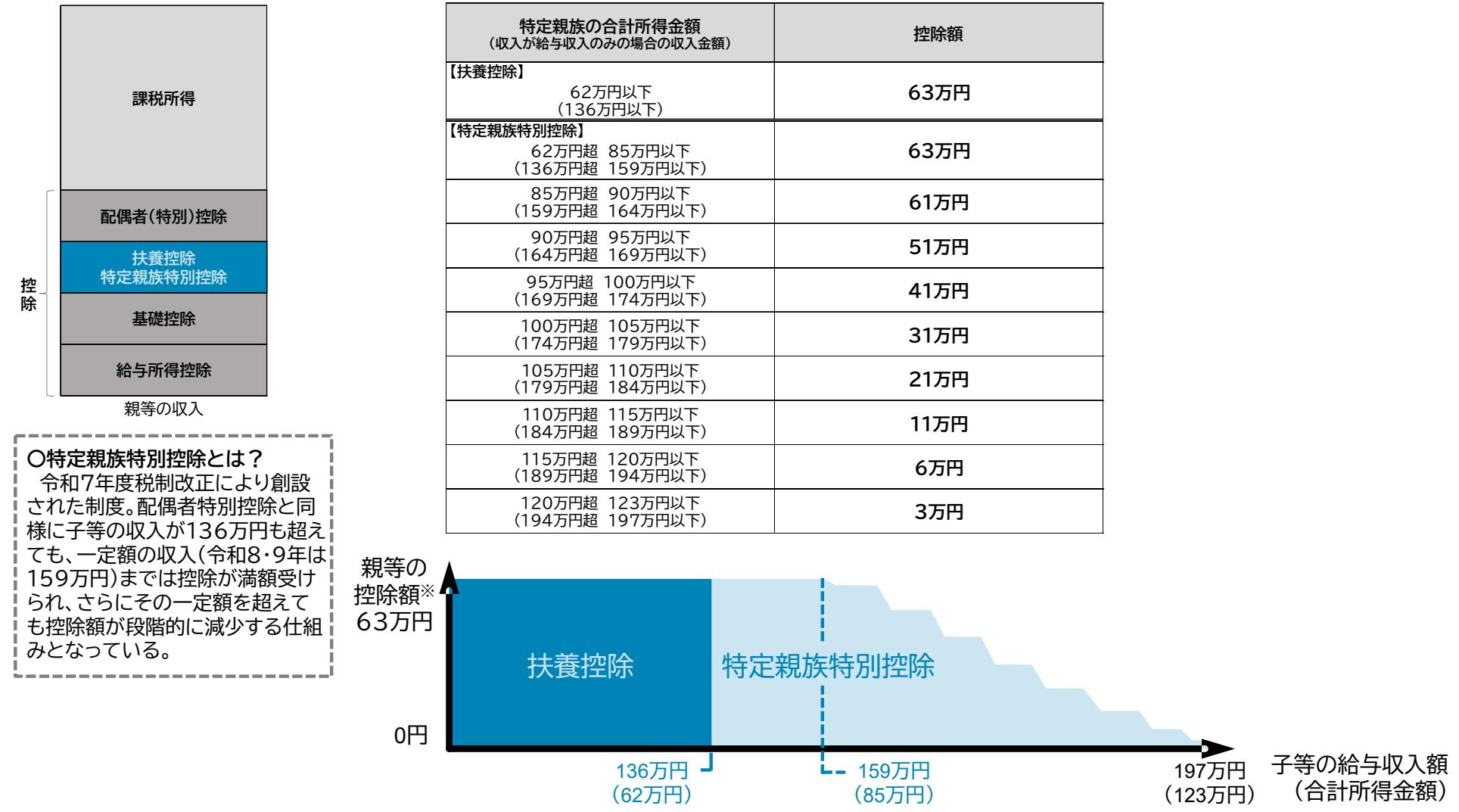
今般の改正により「38万円」を控除できる配偶者の給与収入は、169万円(改正前:160万円)に引上げられる。



2. 改正の内容(所得税)

<特定親族がいる場合の扶養控除・特定親族特別控除への影響(所得税)>

今般の改正により「63万円」を適用できる子等の給与収入は、159万円(改正前:150万円)に引上げられる。



2. 改正の内容(個人住民税)

- 所得税と同様に、給与所得控除の最低保証額は4万円引上げられ、また「配偶者控除」や「扶養控除」等の「所得判定基準」も4万円引上げられる。なお、個人住民税における「ひとり親控除」の控除額の引上げ額は、3万円となる。
- 他方、基礎控除の引上げについては、所得税と異なり行われない。

<所得税と個人住民税の比較>

項目	所得税 (令和8年・令和9年分)	個人住民税 (令和9年・10年度分)
①給与所得控除の最低保証額	74万円	所得税と同様
②基礎控除 (給与収入665万円相当以下の場合)	104万円	最高43万円(改正なし)
③配偶者控除・扶養親族等 に係る所得要件	62万円	所得税と同様
非課税ライン (単身者の場合)	178万円 (給与所得控除74万円+基礎控除104万円)	119万円 (給与所得控除74万円+基本額等45万円) (注)地方税独自の非課税限度額が適用

※ 地方税法上、所得割に係る所得計算は、所得税の計算の例によるとされているため(地方税法313条2項) 紙与所得控除の見直し等について地方税法の改正は不要となる。

参考:個人住民税の基礎控除が所得税の改正に影響を受けない理由

個人住民税における基礎控除は、昭和35年12月の政府税制調査会の答申を踏まえ、昭和37年度より、所得課税の方式をとりつつ、所得税の影響を遮断できるよう、個人住民税独自の基礎控除が措置されている。また、個人住民税における基礎控除の性質が「地域社会の会費」と位置付けられていることから、控除額は所得税よりも低く設定されている。

【控除額の推移】

(単位:万円)

年度(年)	個人住民税	所得税
昭和 50～51	19	26
52～53	20	29
54	21	〃
55～57	22	〃
58	〃	30
59～62	26	33
63	28	〃
平成 元	〃	35
2	30	〃
3～6	31	〃
7～令和元	33	38
2	〃	最高 48
3～6	最高 43	〃
7	〃	最高 95 ※3

【基礎控除の沿革等】

政府税調答申(昭和35年12月)

- ・ 所得税の改正がそのまま住民税に影響をおよぼさないよう、その各種の控除の金額に地方税独自の金額を定めることを基本とした。



昭和37年度より、所得課税の方式をとりつつ、所得税の影響を遮断できるよう、個人住民税独自の基礎控除を創設(=現行の個人住民税制度の創設)。

※1 平成30年度改正により、給与所得控除の10万円引下げに伴い、基礎控除を10万円引き上げることとなった。

※2 令和3年度分個人住民税(令和2年分所得税)より、基礎控除の控除額は、本人の合計所得金額2,400万円から3段階で遞減、2,500万円超で消失する。

※3 収入に応じ控除額が遞減(例:給与収入200万円相当以下の場合は、最高95万円)。

出典:第5回政府税制調査会(令和7年5月15日)会議資料「総務省説明資料」より

(所得税:「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁(所得税・住民税)」の引上げ)

2. 改正の内容(個人住民税)

今般の改正に伴い、**配偶者控除や扶養控除等の「所得判定基準」は、それぞれ4万円引上げ**られ、また、ひとり親控除の「控除額」は3万円に引上げられる。

改正後の人的控除の所得要件等の一覧(令和9年・10年度分)は、下記のとおり。

<人的控除の所得要件等の一覧>

項目	改正前(令和8年度分)		改正後(令和9年・10年度分)	
	適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	33万円	同一生計配偶者の合計所得金額要件 62万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	33万円
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 58万円超~133万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円超~201万円以下) ※全額控除できるのは年収165万円以下の場合	33万円~1万円	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 62万円超~133万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円超~207万円以下) ※全額控除できるのは年収174万円以下の場合	33万円~1万円
扶養控除	扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	33万円~45万円	扶養親族の合計所得金額要件 62万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	33万円~45万円
特定親族特別控除	一定の親族の合計所得金額 58万円超~123万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円超~188万円以下) ※全額控除できるのは年収160万円以下の場合	45万円~3万円	一定の親族の合計所得金額 62万円超~123万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円超~197万円以下) ※全額控除できるのは年収169万円以下の場合	45万円~3万円
障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	26万円~53万円	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額要件 62万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	26万円~53万円
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	26万円	扶養親族の合計所得金額要件 62万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	26万円
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額の要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	30万円	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額の要件 62万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	33万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件 85万円以下 (給与収入のみの場合:年収150万円以下)	26万円	勤労学生の合計所得金額要件 89万円以下 (給与収入のみの場合:年収163万円以下)	26万円
家内労働者等の特例	-	65万円	-	69万円

※「ひとり親控除の控除額」における改正は、2028(令和10)年度分以後の個人住民税について適用。なお、「家内労働者等の特例」等については大綱上明記されていないが所得税同様の見直しが行われるものと考えられる(地方税法313条2項等)。

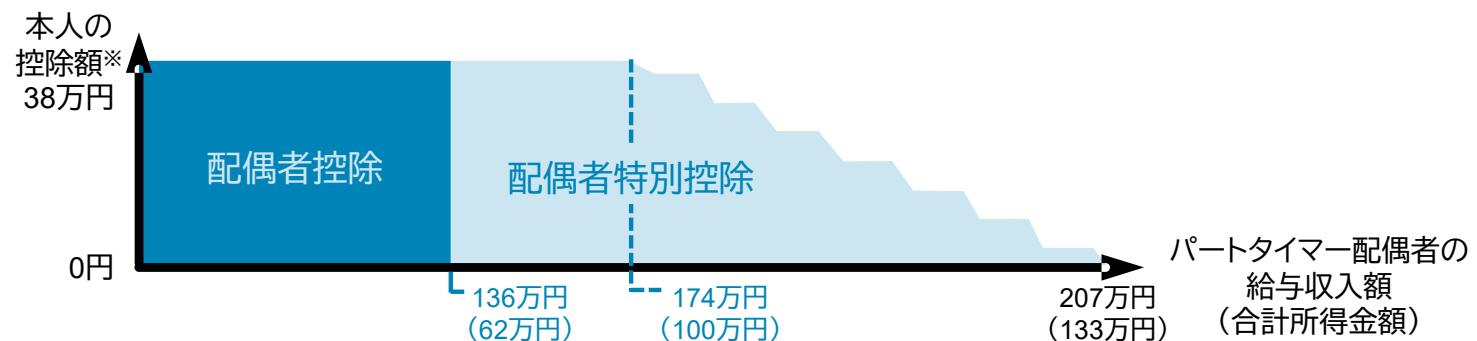
(所得税:「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁(所得税・住民税)」の引上げ)

2. 改正の内容(個人住民税)

<配偶者(特別)控除額への影響(個人住民税)>

今般の改正により「33万円」を控除できる配偶者の給与収入は、174万円(改正前:165万円)に引上げられる。

課税所得	配偶者の合計所得金額 (収入が給与収入のみの場合の収入金額)	控除を受ける納税者本人の合計所得金額 (収入が給与収入のみの場合の収入金額)		
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)
【配偶者控除】 62万円以下 (136万円以下)		33万円		
控除	【配偶者特別控除】 62万円超 100万円以下 (136万円超 174万円以下)	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下 (174万円超 179万円以下)	31万円	21万円	
	105万円超 110万円以下 (179万円超 184万円以下)	26万円	18万円	
	110万円超 115万円以下 (184万円超 189万円以下)	21万円	14万円	
	115万円超 120万円以下 (189万円超 194万円以下)	16万円	11万円	
	120万円超 125万円以下 (194万円超 199万円以下)	11万円	8万円	
	125万円超 130万円以下 (199万円超 204万円以下)	6万円	4万円	
	130万円超 133万円以下 (204万円超 207万円以下)	3万円	2万円	
	本人の収入			



※本人の合計所得金額が900万円以下の場合

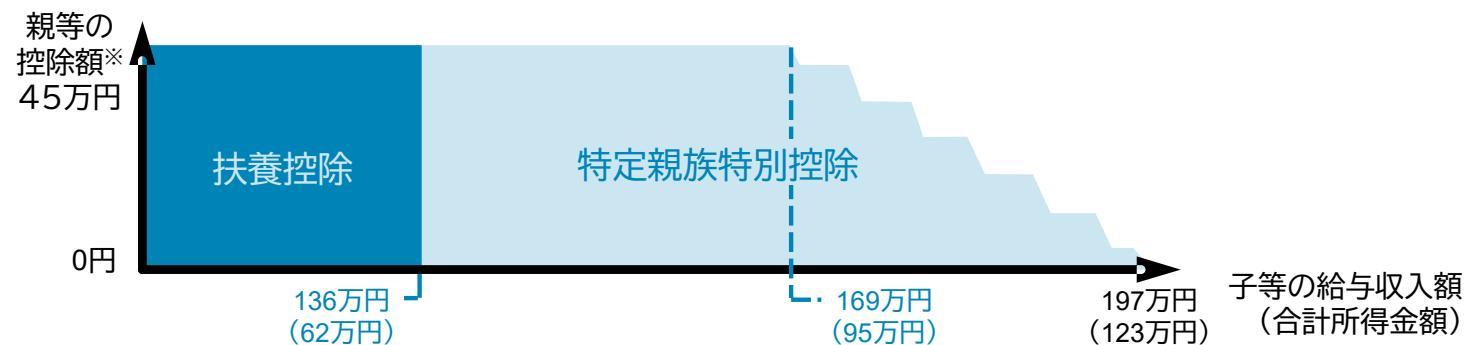
(所得税:「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁(所得税・住民税)」の引上げ)

2. 改正の内容(個人住民税)

<特定親族がいる場合の扶養控除・特定親族特別控除への影響(個人住民税)>

今般の改正により「45万円」を控除できる子等の給与収入は、169万円(改正前:160万円)に引上げられる。

課税所得	特定親族の合計所得金額 (収入が給与収入のみの場合の収入金額)	控除額
【扶養控除】	62万円以下 (136万円以下)	45万円
【特定親族特別控除】	62万円超 95万円以下 (136万円超 169万円以下)	45万円
配偶者(特別)控除	95万円超 100万円以下 (169万円超 174万円以下)	41万円
扶養控除 特定親族特別控除	100万円超 105万円以下 (174万円超 179万円以下)	31万円
基礎控除	105万円超 110万円以下 (179万円超 184万円以下)	21万円
給与所得控除	110万円超 115万円以下 (184万円超 189万円以下)	11万円
親等の収入	115万円超 120万円以下 (189万円超 194万円以下)	6万円
	120万円超 123万円以下 (194万円超 197万円以下)	3万円



※19歳以上23歳未満の大学生世代の子等がいる場合

(所得税:「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁(所得税・住民税)」の引上げ)

3. 適用時期

- ・ 2026(令和8)年分以後※の所得税について適用する。
- ・ 2027(令和9)年度分以後※の個人住民税について適用する。

※「ひとり親控除の控除額」における改正は、2027(令和9)年分以後の所得税及び2028(令和10)年度分以後の個人住民税について適用

4. 実務のポイント

- ・ 改正初年度の2026(令和8)年については、「年末調整」から適用される。
- ・ 改正法の施行時期前に、令和8年分の最後の給与等を支払う場合の「年末調整」については、今般の改正後の控除等は適用できない見込み。この場合、改正後の控除等を適用するためには、納税者は確定申告を行う必要がある。
(参考)令和7年度改正による基礎控除等の見直しは、2025(令和7)年12月1日に施行されている。
- ・ 改正法の施行時期前に、令和8年分の準確定申告を提出する場合、今般の改正後の控除等は適用できない見込み。この場合、更正の請求を行うことで、改正後の控除等を適用できるものと考えられる。
- ・ 2027(令和9)年1月1日以後については、給与等の源泉徴収において適用される。
- ・ 今後、基礎控除等は、2年ごとに見直される(次回は、2026(令和8)年・2027(令和9)年の消費者物価指数(総合)を踏まえ、令和10年度税制改正で見直される予定)。
- ・ 今般の改正で上乗せされた「基礎控除の特例」については、2025(令和7年)度改正において時限措置とされた部分を含め、2026(令和8)年・2027(令和9)年までの時限措置となっている(ただし、課税最低限178万円は維持され、その後、生活保護基準額を勘案して見直される予定)。

参考:「物価上昇に連動して基礎控除等を引上げる仕組み」が創設された背景

令和7年度税制改正法案については、与党の修正^(※)が入り、その際に与党から「附則第81条」が追加された。

同条1項では「所得税の抜本的な改革を検討し、必要な法制上の措置を講じること」、同条第2項では「その抜本的な改革の検討に当たって、基礎控除等を物価上昇に併せて適時に引上げる方向性で具体的な方策を検討すること」が求められた。これを受け、政府税制調査会では、2025年(令和7)年5月より、①物価調整の頻度はどのように設定するのか、②物価調整の際に参照する指標は何にするか等、基礎控除等を物価上昇に併せて適時に引上げる具体的な方策を検討。

その結果、令和8年度税制改正では、2年ごとに消費者物価指数(総合)に連動して基礎控除及び給与所得控除額の最低保証額を引き上げる仕組み(恒久制度)が創設されることとなった。

(※)年明け(令和7年1月)からの自民党・公明党・国民民主党による3党協議等を踏まえ、大綱案(年収の壁を123万円に引上げる)に加え、与党から年収200万円相当以下の低所得層を対象に、課税最低限を160万円まで引き上げる等の上乗せ措置が盛り込まれた修正案が提出された。

○ 令和7年度税制改正法附則81条

(所得税の抜本的な改革に係る措置)

第81条 政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。

- 所得税の各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しについて、まずは「**活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合**」において論点の整理を行ってはどうか。
- その際、まずは、法律により明示的に検討が求められている、**物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策**から検討することとしてはどうか。

出典:第5回政府税制調査会(令和7年5月15日)「財務省 説明資料[個人所得課税]について」より

(所得税:「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁(所得税・住民税)」の引上げ)

参考:政府税制調査会において検討された物価調整案

政府税制調査会では、下記3パターンの物価調整案が検討。最終的には、源泉徴収事務に関するシステム開発ベンダー等の意見を踏まえ、「イメージ2」の案が採用された。

また、物価調整の際に参照する指標は、基礎控除が原則全ての納税者に影響があることや、主要先進国の制度等を踏まえ、消費者物価指数(総合)が採用された※。

※ 令和7年度税制改正においても、消費者物価指数の上昇率を参考し基礎控除等が10万円引上げられたが、「総合」の上昇率(10%)ではなく、生活により密着した「基礎的支出項目」の上昇率(20%)が参考されており、今般の改正とは異なる指標が採用されている。

考えられる具体的な物価調整のイメージ1 毎年物価調整を実施

(例) X年第3四半期における対前年比の物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定
X+1年の通常国会に改正法案を提出
X+2年分の所得税から適用 (X+2年1月から新たな控除額に基づく源泉徴収を実施)

【特徴】 物価変動をタイムリーに反映
システム改修を含む源泉徴収義務者の事務負担への影響に留意する必要

考えられる具体的な物価調整のイメージ2 定期的に物価調整を実施

(例) 3年おきに第3四半期における対3年前の同期比の物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定
※改正法案提出時期と適用時期についてはイメージ1と同様

【特徴】 物価変動のトレンドを反映
システム改修を含む源泉徴収義務者の対応を毎年行う必要はない
システム改修時期についての予測可能性が高い

考えられる具体的な物価調整のイメージ3 毎年点検し、一定の物価上昇率となった際に調整を実施

(例) 前回引上げ時の前年の第3四半期からの物価上昇率が5%を上回った際に、物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定
※改正法案提出時期と適用時期についてはイメージ1と同様

【特徴】 物価変動を比較的のタイムリーに反映
システム改修を含む源泉徴収義務者の対応を必ずしも毎年行う必要はない
改修時期についての予測可能性が低い

出典:政府税制調査会「第2回活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合」の会議資料(令和7年5月29日)より

(所得税:「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁(所得税・住民税)」の引上げ)

参考:消費者物価指数(総合)に連動した引上げ措置のイメージ

<消費者物価指数(総合)に連動した引上げ措置のルール>

- ① 2年ごとに直近2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率を乗じることで調整(次回見直しは、令和10年度税制改正時)。
- ② 源泉徴収義務者の事務負担を考慮し、見直しの結果、引上げ額に1万円未満の端数が生じる場合には、万円単位とし、見直し初年度は年末調整で対応。
- ③ 引上げられるのは、基礎控除(本則)及び給与所得控除の最低保証額(本則)であり、今後、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円を維持しつつ、物価連動による本則部分の引上げに応じて、同額を特例措置から振り替えていく。

(例) 令和8・9年の物価上昇率が2%であった場合(令和10年度税制改正時のイメージ)

基礎控除(本則):64万円(62万円+2万円引上げ)、給与所得控除の最低保証額(本則):71万円(69万円+2万円引上げ)

178万円 - (64万円 + 71万円) = 特例措置による上乗せ額43万円※

※ 特例措置の内訳(基礎控除の特例部分、給与所得控除の最低保証額の特例部分)は不明

【令和8年度税制改正】

上昇率: $a + b = 6.0\%$
4万円引上げ

令和7年実績
+ $b\%$

令和6年実績
+ $a\%$

基礎控除
(本則)
58万円

給与所得控除
の最低保証額
65万円

基礎控除
(本則)
62万円

給与所得控除
の最低保証額
69万円

【令和10年度税制改正】

上昇率: $(\alpha + \beta)\%$

令和9年実績
+ $\beta\%$
令和8年実績
+ $\alpha\%$

基礎控除
(本則)
62万円

給与所得控除
の最低保証額
69万円

基礎控除
(本則)
62万円
+
○万円

給与所得控除の
最低保証額
69万円
+
○万円

参考:「3党合意」を踏まえた更なる対応が講じられた背景①

(政府与党は、いわゆる「年収の壁」の引上げについて「物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組み」での対応を想定していたが)国民民主党との協議を進める中で、令和6年12月の「3党合意」の趣旨を踏まえた「178万円」に“先取り”して引上げることで、自民・国民民主両党が合意した。また、併せて「足元の物価高」等に対応するため、基礎控除等の上乗せ措置を時限的に中所得者層へも拡大することで両党が合意した(実際の合意書は、下記参照)。

<p style="text-align: center;">合意書</p> <p>物価高に負けない日本経済を実現するためには、実質賃金をプラスにし手取りを増やすとともに、国内投資を促進し成長力を底上げすることで、経済の好循環を生み出す必要がある。</p> <p>こうした認識の下、自由民主党及び国民民主党は、以下に合意するとともに、今回の合意を第一歩として更に協力を進めていく。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 別紙のとおり、昨年12月の「3党合意」で合意した、いわゆる「103万円の壁」については、「178万円」まで引き上げる。これにより、納税者の約8割をカバーするように手取りを増やす。2. 所得税の人的控除のあり方について、給付付き税額控除など新たな制度の導入を念頭に、3年以内に抜本的な見直しを行う。3. 高校生の扶養控除については、当面、これを維持する。4. いわゆる「ハイパー償却税制」を求める国民民主党の主張を容れ、全ての業種に対し、建物を含む広範な設備を対象とする即時償却・税額控除に加えて、繰越控除を認める大胆な設備投資減税を導入する。5. 自動車税、軽自動車税の環境性能割については、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、これを廃止する。地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。6. 上記1～5の実現のために必要となる令和8年度税制改正法案及び令和8年度予算について年度内の早期に成立させる。	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>(1) 物価連動（2年ごとの見直し）</p> <p>① 「基礎控除（本則）」（現行 58万円）を、消費者物価指数（総合）に連動して4万円引き上げる。</p> <p>② 「給与所得控除の最低保障額」（現行 65万円）を、「基礎控除（本則）」の引上げ額と同額の4万円引き上げる。</p> <p>(2) 「3党合意」を踏まえた対応</p> <ul style="list-style-type: none">・ 今後、課税最低限は生活保護基準を勘案して見直すことを基本とする。・ ただし、働き控え問題に対応するとともに、物価高で足元厳しい状況にある中低所得者に配慮し、課税最低限を178万円となるよう特例的に先取りして引き上げる。 <p>具体的には、現行「37万円」の「基礎控除（特例）」と「給与所得控除の最低保障額」を(1)と同様にそれぞれ5万円引き上げる。併せて現行「37万円」の「基礎控除（特例）」の対象を現行「年収200万円まで」から「年収475万円まで」に拡大する。さらに、年収475万円から665万円までを対象とする現行「10万円」の「基礎控除（特例）」を32万円引き上げる。</p> <p>(今後、生活保護基準が178万円に達するまでは、課税最低限178万円を維持し、(1)の物価連動による引上げに応じて、同額を特例措置からそれぞれ振り替えていく。)</p> <p>※(2)の引上げは、物価高で厳しい状況にある中低所得者に配慮したものであることや、給付付き税額控除の議論の中で中低所得者層の給付・負担のあり方を検討していくことを踏まえ、令和7年度改正において時限措置とされた「基礎控除（特例）」を含め、令和8年・9年の時限措置として講ずる。</p> <p>(3) これらにより、全納税者の「所得税の負担開始水準」（＝基礎控除+給与所得控除）は178万円以上となる。</p>
---	--

出典:自由民主党HP「2025年12月18日 お知らせ (抄)」より

(所得税:「物価高」及び「3党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁(所得税・住民税)」の引上げ)

参考:「3党合意」を踏まえた更なる対応が講じられた背景②

＜参考:2024年(令和6)年12月の「3党合意」＞

衆議院における令和6年度補正予算の採決に当たり、令和6年12月11日、自民党、公明党及び国民民主党の“幹事長間”で「178万円」を目指して来年から引き上げる旨を合意していた。

合意書

自民党、公明党及び国民民主党は、以下に合意する。

一、いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。

一、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。

上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。

令和6年12月11日

自由民主党 幹事長

公明党 幹事長

国民民主党 幹事長

出典:国民民主党HP「2025年12月11日 ニュースリリース」より

＜参考:令和7年度税制改正大綱(抄)＞

令和7年度税制改正大綱における、いわゆる「年収の壁」の引き上げは「123万円」に留まり、「178万円」を目指して引き続き協議するとした。しかし、年明け(令和7年1月～)からの3党協議を踏まえ、与党より、課税最低限を160万円まで引き上げる等の上乗せ措置が修正案に盛り込まれ、令和7年度税制改正法案は成立した。

令和7年度税制改正大綱

(略)

なお、衆議院における令和6年度補正予算の採決に当たり、令和6年12月11日に自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、以下の合意がなされた。

「一、いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。

一、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。

上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。」

自由民主党・公明党としては、引き続き、真摯に協議を行っていく。

(略)

上記の所得税及び個人住民税の見直しについては、デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除や給与所得控除の最低保障額が定額であることに対して物価調整を行うものであることを踏まえて、特段の財源確保措置を要しないものと整理する。仮に今後、これを超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、歳入・歳出両面の取組みにより、必要な安定財源を追加的に確保するための措置を講ずるものとする。

出典:「令和7年度与党税制改正大綱(抄)」より

(所得税:「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁(所得税・住民税)」の引き上げ)

参考:「3党合意」を踏まえた更なる対応が講じられた背景③

＜課税最低限と生活保護基準額の比較(世帯類型別)＞

令和8年度税制改正大綱では「今後、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円を維持」しつつ、「物価運動による基礎控除の本則部分と給与所得控除の最低保証額の引上げに応じて、同額を特例措置からそれぞれ振り替えていくこととする。」と、生活保護基準額を課税最低限のメルクマールとしている。もっとも、「生活保護基準額」は、受給申請者の年齢や住んでいる地域、家族構成等によって異なる。仮に政府税制調査会の資料(下記参照)における「生活保護基準額(単身)」を前提とした場合、令和7年分は「159.9万円」であり、令和7年度税制改正における最低保証額「160万円」と近似した値になる。

(令和7年分) (単位:万円)						
	単身	夫婦のみ 共働き	夫婦のみ 片働き	夫婦子1人 片働き (16歳)	夫婦子1人 片働き (19歳)	夫婦子2人 片働き (16歳、19歳)
課税最低限 (社会保険料控除除き)	160	(それぞれ) 160	200	245.7	281.4	335.7
課税最低限	188.2	(それぞれ) 188.2	243.6	312.7	358.1	416.9
生活保護基準額	159.9	229.1	229.1	295.9	274.9	331.8

【課税最低限】
(注)給与収入の算出に当たっては、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

【生活保護基準額】
(注1)東京都特別区(1級地の1)在住、夫婦2人の年齢は共に50歳を想定。
(注2)生活保護基準額の内訳は、①生活扶助(特例加算、経過的加算、冬季加算、期末一時扶助を含む)、②住宅扶助(限度額)、③教育扶助・高等学校等修学費。

出典:政府税制調査会「第3回活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合」の会議資料(令和7年11月13日)より

(所得税:「物価高」及び「3党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁(所得税・住民税)」の引上げ)

参考:「3党合意」を踏まえた更なる対応が講じられた背景④

＜参考:生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(令和7年10月)＞

「生活保護基準額」は、受給申請者の年齢や住んでいる地域、家族構成等によって決定される。

○ 生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(令和7年10月)

【最低生活費 = A + B + C + D + E + F】

年齢	生活扶助基準(第1類) 基準額					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	44,580	43,240	41,460	39,680	39,230	37,000
3~5	44,580	43,240	41,460	39,680	39,230	37,000
6~11	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
12~17	49,270	47,790	45,820	43,850	43,360	40,900
18~19	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
20~40	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
41~59	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
60~64	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
65~69	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
70~74	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
75~	39,890	38,690	37,100	35,500	35,100	33,110

通減率

1人	2人	3人	4人	5人	6人
1.0000	0.8700	0.7500	0.6600	0.5900	0.5800

人員	生活扶助基準(第2類) 基準額					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790
2人	38,060	38,060	38,060	38,060	38,060	38,060
3人	44,730	44,730	44,730	44,730	44,730	44,730
4人	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900
5人	49,180	49,180	49,180	49,180	49,180	49,180

※ 各季には地区別に冬季加算が別途計上される。
札幌市の例:4人世帯の場合は月額22,270円(10月～翌4月)

生活扶助基準(第1類+第2類)

※ 各居住世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた通減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。

生活扶助基準(第1類+第2類)

※ 特例加算(1人当たり月額1,500)+生活扶助本体における経過的加算[A]

加算額【B】		
	1級地	2級地
障害者		
身体障害者障害程度等級表1・2級に該当する者等	26,810	24,940
身体障害者障害程度等級表3級に該当する者等	17,870	16,620
母子世帯等		
児童1人の場合	18,800	17,400
児童2人の場合	23,600	21,800
3人以上の児童1人につき加える額	2,900	2,700
児童を養育する場合	10,190(児童1人につき)	

①該当者がいるときだけ、その分を加える。

②入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。

③このほか、「妊娠婦」などがいる場合は、別途妊娠婦加算等がある

④児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31までの者。

⑤障害者加算と母子加算は原則併給できない。

※ 一定の要件を満たす「母子世帯等」及び「児童を養育する場合」には、別途経過的加算(別表)がある。

住宅扶助基準【C】		
実際に支払っている家賃・地代	1級地	2級地
	53,700	45,000
※ 東京都の例(単身の場合)。基準額の範囲内で実費相当が支給される。		

教育扶助基準、高等学校等就学費【D】		
基準額	小学生	中学生
	3,400	5,300
※ このほか必要に応じ、教材費・クラブ活動費・入学金(高校生の場合)などの実費が計上される。		

介護扶助基準【E】		
居宅介護等にかかった介護費の平均月額		

医療扶助基準【F】		
診療等にかかった医療費の平均月額		

最低生活費認定額		
----------	--	--

※ このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費の一定額がさらに加えられる。

出典:厚生労働省「最低生活費認定額」より

(所得税:「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁(所得税・住民税)」の引き上げ)